

今年も 11 月に「過重労働解消キャンペーン」が実施されます。

働き方改革関連法により改正労働基準法の一部が 2019 年 4 月 1 日に施行されました。時間外労働の上限規制については、大企業では既に 2019 年 4 月から適用となり、中小企業も 2020 年 4 月 1 日から適用されます。厚生労働省としては、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた気運を更に高めるために、毎年 11 月に実施されている過重労働解消キャンペーンを、今年も実施することにしています。

(1)過重労働解消キャンペーンとは

このキャンペーンは、2014 年に施行された「過労死等防止対策推進法」に基づき、11 月が「過労死等防止啓発月間」とされることから実施されるものであり、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組みが行われます。

(2)過重労働解消キャンペーンの実施内容

キャンペーンにおいて実施される事項の一つとして、過重労働が行われている事業場などへの重点監督が予定されています。対象となる事業場や確認される事項等は以下のとおりです。

ア 監督の対象となる事業場等

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ii 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認される事項

- i 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」(36 協定)の範囲内であるか等について確認され、法違反が認められた場合は是正指導されます。
- ii 賃金不払・残業が行われていないかについて確認され、法違反が認められた場合は是正指導されます。
- iii 不適切な労働時間管理が行われているときは、労働時間を適正に把握するよう指導されます。
- iv 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置を確実に講じるよう指導されます。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検され、社名公表もされます。

このうち、イのivの医師による面接指導の対象者は、2019年4月に施行された労働安全衛生法により、時間外・休日労働時間が1ヶ月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者に拡大されています。そのため、今回の過重労働解消キャンペーンでは、面接指導の対象者が適正に運用されているか等、重点的に確認されることが予想されます。この改正は中小企業についても2019年4月より適用されていますので、改めて現在の運用に問題がないか、確認しておく必要があります。

※監督指導の結果、公表された場合や、1年間に2回以上同一条項の違反については正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理されません。また、厚生労働省は、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うよう協力をお願いしています。

■参考リンク

厚生労働省「過重労働解消キャンペーン」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

厚生労働省「11月は「過労死等防止啓発月間」です」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177422_00004.html